

役員報酬等及び費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第26条の規定に基づいて、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めるものである。

第2条（定義等）

この規程において使用される用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（交通費、宿泊費を含む）及び通信費等の経費をいい、前号の報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬等の支給）

- 1 本協会の役員には報酬等は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員の中に本協会の外部から選任した役員で、本協会所属の競技者、審判員、その他パワーリフティング関係者でない者（以下「外部役員」という）がいる場合、当該外部役員に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

第4条（報酬の額）

前条第2項の規定による外部役員の年間報酬総額は2,400,000円とし、月額は1名50,000円とし、当該年間報酬額には、理事会、社員総会等の会議出席に係る報酬及び監査に係る報酬を含むものとする。ただし、旅費は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」に従い、別途支給する。

第5条（報酬の支給日及び支給方法）

- 1 前条に規定する外部役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支給日が休日の場合は、その前の営業日に支払うものとする。
- 2 報酬は、外部役員の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとし、法令の定めるところにより、控除すべき金額等を控除して支給するものとする。

第6条（費用）

- 1 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、原則的に職務の終了後に、別途定める申請書によって当該費用の請求があり次第、遅滞なく支払うものとする。ただし、やむを得ず前払いを要する場合は、その理由を記した申請書を本協会に事前に提出し、経理部長又は会長が承認した上で、職務の遂行前に申請のあった役員に支払うことができるものとする。
- 2 費用の支払いに関する詳細は、別に定める「旅費、日当等に関する規程」による。

第7条（公表）

この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条（協議事項）

この規程の実施に際して、規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議し、協議結果を踏まえて社員総会で決議するものとする。又、この規程の実施・運用にあたって必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第9条（規程の改廃）

この規程の改廃は、社員総会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年9月16日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年11月23日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、令和3年6月11日に改訂し、同日より施行する。